

## むつ市長杯スポーツ事業事務取扱要綱

平成28年4月20日  
むつ市告示第65号

(趣旨)

第1条 市は、スポーツの振興を図るため、市の名義を使用する各種大会等（以下「市長杯スポーツ事業」という。）の開催の承認をするものとし、その承認については、この要綱の定めるところによる。

(名義)

第2条 市長杯スポーツ事業において使用する名義は、「むつ市長杯」とする。

(対象者)

第3条 市の名義使用の承認（以下「承認」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市体育協会又は市スポーツ少年団に所属する団体で市内の組織が統合されているもの
- (2) 市体育協会が共催又は後援をする実行委員会等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当であると認める団体

(対象事業)

第4条 承認の対象となる大会等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できる各種スポーツ大会等であること。
- (2) 市内全域を対象とした大会で、団体にあつては4団体以上、個人にあつては30人以上の参加者が見込まれるものであること。
- (3) スポーツの推進の向上に寄与するものであること。
- (4) 公益性があること。
- (5) 法令等に反しないものであること。
- (6) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的としないものであること。
- (7) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないものであること。
- (8) 公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられているもの

であること。

(9) 市民が広く参加し、主催者において確実な運営が行われるものであること。

(10) 主催者が参加料等を徴収する大会等にあつては、事業内容、割引額等を勘案し、適正な額であると市長が認めるものであること。

(11) 原則として、市内で開催され、継続的に行われるものであること。

(申請)

第5条 承認を求める者は、むつ市長杯スポーツ事業承認申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて、大会等の開催の1月前までに、市長に申請するものとする。

(1) 大会等の開催要項

(2) 大会等の収支予算書（参加料等を徴収する場合に限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、承認の可否について、むつ市長杯スポーツ事業決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、承認に当たり必要な条件を付するものとする。

(賞品等)

第7条 市長は、承認に当たり、予算の範囲内において、優勝杯、賞状等を提供するものとする。

2 優勝杯については、大会等の初回の開催時に限り、男女別に提供するものとする。

3 賞状については、申請に応じて、提供するものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。

(2) 承認の要件を満たさなくなったとき。

(3) 承認の条件に反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、承認にふさわしくないと市長が認める行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、むつ市長杯スポーツ事業承認取消通知書（様式第3号）により、当該承認を受けた者に通知する。

3 市は、第1項の規定により承認を取り消したことによる損害に関し賠償の責任を負わない。

(報告)

第9条 承認を受けた者は、当該承認に係る大会等が終了したときは、速やかに、むつ市長杯スポーツ事業報告書(様式第4号)に、次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) チラシ、ポスター等名義の使用方法がわかるもの

(2) 大会等の収支決算書(参加料等を徴収する場合に限る。)

(事故等)

第10条 市は、市長杯スポーツ事業において発生した事故等に関し一切の責任を負わない。

(庶務)

第11条 市長杯スポーツ事業に関する庶務は、民生部市民スポーツ課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、市長杯スポーツ事業に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。